イタリア学会次期会長候補の推薦受付について

本会会則第10条および同施行細則にもとづき、下記の要領で次期会長候補の推薦を受け付けます。

2023 年 5 月 20 日イタリア学会会長候補選考委員会

記

- 1. 受付の期間: 本年6月30日まで。
- 2. 受付の方法: 封書による書留郵便。期間内必着。
- 3. 受付の場所: (郵送先)

∓228 - 8521

神奈川県横浜市港北区日吉4丁目1-1 慶応義塾大学文学部 藤谷道夫研究室内 イタリア学会 会長候補選考委員会

- 4. 推薦の形式: 本会会員 10 名以上の連署であること。その他、書式などは特に定めない。
- 5. 推薦者及び被推薦者の資格:本会会員であること。ただし、3年以上の会費 滞納者は、会則6条および同施行細則の規定により除外され る。
- 6. 開封及び発表:郵送された推薦状は、受付締め切り後に、会長候補選考委員会がこれを開封する。受付状況などは、会長選出の総会で、 委員会の審議過程とともに発表する。

以上

イタリア学会次期会長候補受付のお知らせ

来る 11 月に開催されます本年度の大会(総会)では、次期会長の選出が行われます。これを踏ま えて、昨年 7 月 24 日に開かれた幹事会の議を経て藤谷会長より会長候補選考委員に下記の者が指名 されました。

この制度は既に 20 年ほど前から施行されておりますが、私たちは過去の委員会の貴重な経験を踏まえつつ、この大役を無事遂行するよう努力したいと考えております。

つきましては、裏面の「イタリア学会次期会長候補の推薦受付について」にあるとおりの要領で、 イタリア学会の次期会長候補の受付を行います。会員の皆様には、ご協力くださいますよう、よろし くお願い申しあげます。

なお、念のために、「イタリア学会会則」より会長選出に関する箇所を取り出して、以下に転記いたします。

第10条(役員の選出・任期)役員の選出方法及び任期を次のように定める。

- 1 会長、評議員、監査は総会においてこれを選出する。
- 2 役員の任期は2年とするが、重任を妨げない。ただし会長は3選できない。

第10条施行細則

- 1 会長については当分のあいだ会長候補選考委員会(以下委員会と略称する)の推薦に基づいて総会で選出するものとする。
- 2 委員会の長及び委員は幹事会の議により、会長がこれを指名する。
- 3 委員会の構成は委員長1名、委員5名以上とする。
- 4 本会会員は、10名以上の連署をもって委員会に次期会長候補を推薦することができる。この推薦 は会長選出を行なう年度の6月末日までになされることとする。
- 5 委員会は次期会長の候補者を決定し、その候補者の承諾を得て、総会に推薦する。
- 6 候補者が1名のときは、総会において信任投票を行ない、投票総数の過半数の信任をもって次期 会長を決定する。
- 7 候補者が2名以上のときは、総会において投票を行ない、投票総数の過半数を得た候補を次期会 長とする。過半数を得る候補者のいないときは、上位2名によって決選投票を行なう。
- 8 投票の管理は委員会がこれを行なう。
- 9 次期会長が決定したとき、委員会は解散する。

2023年5月20日

会長候補選考委員会 委員長 森田学

委 員 内田健一

菊池正和

喜多村明里

木村容子

土肥秀行

山﨑彩